

食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置

再生利用を円滑に実施するためには、広域的な再生利用の実施が必要です。

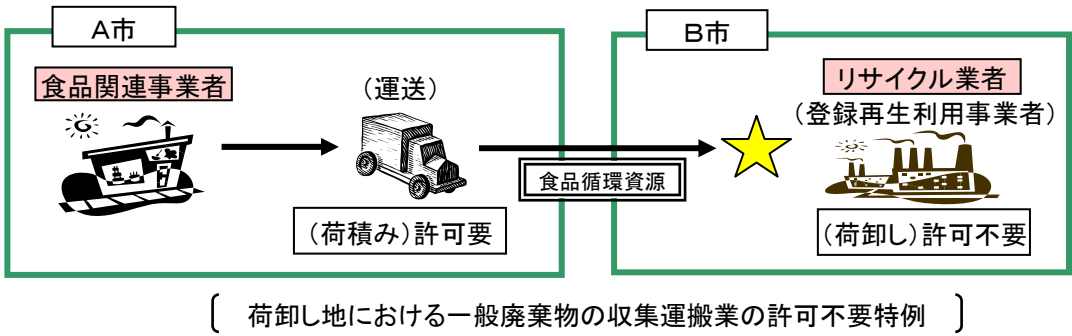
このため、食品リサイクル法においては、一般廃棄物の収集運搬業の許可について、

- ① 大臣登録を受けた再生利用事業者の事業場に持ち込む場合は、荷卸し地の許可を不要
- ② 大臣認定を受けた再生利用事業計画の範囲内においては、収集運搬に係る許可を不要とする等の廃棄物処理法の特例を設けています。（食品廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合には、リサイクル業者は、処分業の許可、処理施設の設置の許可等の廃棄物処理法上の手続が必要です。）

また、手続きの簡素化を図る観点から、肥料取締法及び飼料安全法についても、登録再生利用事業者等に対し、製造、販売等の届出を不要としています。

一般廃棄物収集運搬業の許可の特例の内容 (★ = 業許可が不要となるポイント)

①登録再生利用事業者制度(法第11条) (※申請者は、リサイクル業者)



②再生利用事業計画認定制度(法第19条) (※申請者は、食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者等)

